

2011.8

CSR トピックス < 2011 No.2 >

CSR トピックスは、CSR（企業の社会的責任）およびこれに関連する「内部統制」「コンプライアンス（法令等遵守）」「リスクマネジメント」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「労働安全衛生」「従業員満足」「人権」「社会貢献」「CSR 調達」等の諸テーマについて、国内外の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。

国内トピックス：2011 年 4・5 月に公開された国内の CSR 等に関する主な動向をご紹介、コメントします。

< ワークライフバランス >

○三井不動産が自社の所有・管理するオフィスビルに事業所内保育所を誘致

（関連情報：2011 年 4 月 4 日 同社ホームページ）

三井不動産は、同社が所有・管理するオフィスビル（「三井二号館」、「新宿三井ビルディング」）に、事業所内保育所（企業等が従業員の子どもの対象として、事業所内または隣接地に設置する保育所）を誘致した。

その目的は、女性従業員数の増加による出産休暇や育児休業の取得増加、男性従業員の育児休業の取得など、育児に関する様々なニーズが高まっている状況下において、本社が所在する日本橋に事業所内保育所を設けることで、自社従業員の多様な働き方を支援する点にある。

また、自社のオフィスビルに入居するテナント企業においても、同様のニーズがある一方、自社単独で事業所内保育所を設けることは負担が大きいという状況を考慮し、テナント企業も利用可能な事業所内保育所とする。

同社は、今後霞ヶ関など他の地域のオフィスビルにおいても、事業所内保育所の誘致を計画している。



Point!

育児と仕事の両立を可能とする環境の整備は、我が国において急速に進む少子化への歯止めとして、有効な対策の一つです。事業所内保育所の設置事例は過去にもありますが、本事例は自社従業員だけでなく、テナント企業の従業員も利用できるのが特色です。

ワークライフバランスの確保、自社保有物件の付加価値向上を実現しつつ、少子化問題解決にも寄与する点で、有益な取組といえます。

< 事業継続計画（BCP） >

○IT 各社がクラウドサービスを拡充

（関連情報：2011 年 4 月 20 日 日本経済新聞、日本 IBM・日本マイクロソフト各社ホームページ 他）

IT 各社がクラウドコンピューティングのサービスの拡充に力を入れている。日本 IBM は、放送業界向けでは初となるクラウドコンピューティング環境を構築すると発表した。また、日本マイクロソフトは、ワードやエクセルなどの既存のオフィスソフトに加え、電子メールやスケジュール管理など業務に必要なソフトをクラウドで提供する。ヤフー子会社の IDC フロンティアでは、従来の首都圏での提供から西日本地域でもデータセンターを稼働させ、利用者がクラウドサービスの提供地域を選択できるようにした。

クラウドコンピューティングは、業務ソフトやデータをクラウドのデータセンター内に置くことから、自社の重要データを含む情報資産が被災・滅失しても、クラウドコンピューティングを利用できるインフラ（パソコンやインターネットへの接続環境など）が無事、または復旧できれば、対象業務の早期復旧と継続が可能となるため、企業のBCPの実効性を高める有効な手段の一つといわれている。



Point!

東日本大震災を契機に、BCPの実効性向上を検討する企業が増加し、結果、クラウドへの注目も高まっています。一方で、クラウド導入にあたっていくつかの課題があるのも事実です。例えば、自社機密情報のセキュリティをいかに確保するか、万が一サーバ内のデータが消失した場合の責任の所在（特にサービス提供者が海外事業者の場合）などが指摘されています。

業務の重要性や当該業務で取り扱う情報の機密性などを踏まえ、クラウド導入のメリット・デメリットやデメリットの解決可能性などを検証した上で、導入の是非や範囲等を決定することが重要です。

<コンプライアンス>

○中小企業庁が「下請取引コンプライアンス・プログラムで競争力をつける」～社内体制整備のすすめ～」を策定

（関連情報：2011年5月16日 経済産業省および同庁ホームページ）

中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という）の遵守のための社内体制整備を促進し、下請法違反を未然に防止するため、「下請取引コンプライアンス・プログラムで競争力をつける！～社内体制整備のすすめ～」を策定し、公表した。同庁は、本プログラム策定の背景に、下請法への理解度、業界慣行、社内チェック体制など親事業者側の問題や、立入検査により多くの企業が改善指導を受けている等の実態を挙げている。

プログラムの概要は、以下のとおりである。

1. 下請取引コンプライアンス・プログラムの内容

- Step1 下請法の理解と社内への周知
- Step2 下請法遵守に係る社内体制の整備
- Step3 下請法取組状況のチェック
- Step4 課題の整理と改善策の立案

2. 取引状況チェックリスト

3. 親事業者の取組事例

4. 講習会、下請法資料、相談窓口等

中小企業庁では、今後、業界団体や親事業者等への周知徹底を図っていく、としている。



Point!

同庁は、本プログラム策定の背景に、下請法への理解度、業界慣行、社内チェック体制など親事業者側の問題や、立入検査により多くの企業が改善指導を受けている等の実態を挙げています。

本プログラムに沿って取組を進めることは、上記の問題解決に有効ではありますが、形式的に本プログラムを実践するのでは意味がありません。真に下請取引の適正化を図るといふ経営トップの強い意識のもと、自社の下請取引の実態や問題点を正確に認識し、個々の取引における問題点を解消するだけでなく、不適切な取引に至る誘因、素因に遡って解決を図ること、下請法の知識だけでなく、違反によって自社やそのステークホルダーにどのような結果がもたらされるのかということに着目して教育研修を行うことなどが求められます。

< CSR >

○日産自動車やキーコーヒーが、株主と協力した被災地支援を実施

(関連情報：2011年5月30日 日本経済新聞、下記各社ホームページ)

今期の株主向けのイベントや株主優待に代わって、東日本大震災の被災地支援を実施する企業が増加した。

例えば、日産自動車は、毎年開催している総会後の株主懇親会を中止し、費用の削減分を被災地支援に充てた。キーコーヒーは、2011年3月通期に限って、株主優待として、従来の自社製品の提供に加えて、震災被災者への義援金に当てて選択できるようにした。



Point!

懇親会や株主優待を被害者支援に代えることで、被災者を支援したいという株主の思いを実現するための選択肢を広げることができました。社会貢献活動に、これまでの主な対象だった顧客に加えて株主が参加する機会をさらに拡充することにつながっています。より多くのステークホルダーが関与を深め、社会貢献活動を充実する取組といえるでしょう。

海外トピックス：2011年4・5月に公開された海外のCSR等に関する主な動向をご紹介します、コメントします。

○株主総会においてESGに関連する株主提案が増加

(関連情報：<http://www.socialfunds.com/news/article.cgi/3210.html> ,

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/CCaSS_social_environmental_risks/\\$FILE/CCaSS_social_environmental_risks.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/CCaSS_social_environmental_risks/$FILE/CCaSS_social_environmental_risks.pdf))

5月3日に発表したアーンスト・アンド・ヤング(ロンドンを本拠地とし世界各国で会計などの事業を展開するプロフェッショナルサービスファーム)の報告書によると、米国の株主総会において環境、社会、ガバナンス(ESG: Environmental, Social, Governance)に関する株主提案が増加しており、中でも、役員報酬や役員の資質など従来あったガバナンスに関する課題に社会環境分野の課題を関連付けたものが多くなっているという。同報告書では2011年の株主総会で行われる株主提案のその半数がESGに関するものになるだろうと予測している。また、ESG関連の株主提案の議案のうち、支持票の割合が2000年は7.5%であったのが、2010年では18.4%に増加しているという。

同報告書は、「投資家のうち83%が環境、社会分野は長期的には株主価値に大きな影響を及ぼしうと考えている」という調査結果(株主向けに助言サービスを行っているInstitutional Shareholder Services社が2010年に実施)を紹介し、「企業及び取締役が投資家との対話、CSR報

告書等を通じて ESG に関する情報開示を進めていくべきだ」と述べている。



Point!

多くの企業では CSR 報告書等において、例えば二酸化炭素排出量の削減に向けた数値目標の設定とその達成具合や社会貢献活動の実績など、「E」「S」に関する情報開示を既に実施しています。本報告書は、経営層がより環境・社会分野に深く関与し、適切な意思決定を行うためのガバナンスを確立することが求められていることの表れです。

今後は、ESG に関する活動の直接的な成果だけでなく、同活動が企業価値向上にどれだけ寄与したかを評価・分析し、ステークホルダーに開示することで、適切なガバナンスを構築していることの説明責任を果たすことが求められているといえます。

○米リーバイスが、協力会社工場労働者の生活改善を目的に「契約条件」を改定

(関連情報：5月11日付同社プレスリリース))

米アパレル大手リーバイ・ストラウス社は5月11日、同社製品の生産を委託する協力会社との「契約条件」に、「労働者の生活向上」を求める内容を追加し、改定すると発表した。同社は、約20年前に他社に先駆けて生産協力会社との契約条項に労働安全や環境等の基準を導入した。今回は、それ以来の改定という。

同社はプレスリリースで、契約改定の目的を「単なる労働法の準拠や職場環境改善だけでなく、協力会社の労働者や所属する地域社会の生活の豊かさの増進を目指す」と説明している。

「契約条件」の具体的な改定内容は今後確定する予定。国連ミレニアム目標(MDGs)のうち「乳幼児の健康改善」「HIV/エイズ等感染症対策」「ジェンダーの平等と女性の地位向上」「極度の貧困と飢餓の撲滅」「環境の持続可能性の確保」の各テーマに関連した内容を盛り込むという。2012年5月の実施を目標に、協力会社からコメント等を募集しながら内容を詰める。



Point!

同社はこれまで、途上国を中心とした協力会社の工場労働者の人権尊重の観点から先駆的な取組を続けてきました。今回の改定は、これまで主に工場の就労環境の改善に工場内(労働安全衛生等)に置いていた取組内容を、労働者や在住する地域社会を含めた「生活の向上」への直接的貢献に拡大させる方針を示したものであり、評価に値するといえます。一方で、同社はリリースの中で、労働者の賃金について、最重要な課題としつつ、商品競争力を理由に引上げには慎重な考えを示しています。労働者の「生活向上」に実現に向けて、具体的にどのような目標設定を行い、どのような取組を講じるかという点でも、注目すべき事例といえるでしょう。

○GRIが、第4版の作成作業に着手

(関連情報：GRIホームページ)

持続可能性報告書(CSRレポート)の国際的ガイドラインを発行する「グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)」は5月16日、同ガイドラインの第4版(G4)の策定プロセスを発表した。

G4の発行は、2013年5月を目標としている。作成作業に当たるワーキンググループ(WG)には複数のステークホルダーを参加させ、意見を集約する形式を採用する。WGメンバーは、地

域性やステークホルダーの多様性の観点から偏りなく採用する意向という。

GRIは、作業の初段階として、同ガイドラインの採用企業や主要なNGO等から、G4の構成や内容についての予備的ヒアリングを開始した。

同時に、G3（第3版）では未採用だったがG4に新たに盛り込むべきトピックスの公募を開始。GRIのホームページに、一般からアイデアを集めるサイトを設置した。GRIは、トピック採用候補の例に、「有害物質（使用、廃棄）」「障がい者（雇用、製品・サービスへのアクセス）」等を挙げている。公募期間は6月末まで。

他方、ドラフトへのパブリックコメント参加者の登録も募っている。登録者は、今後ドラフトが作成される際、内容にコメントを表明することができる。登録期間は8月～10月の3カ月間。

(*)G4に関するGRI ホームページはこちら↓

<http://www.globalreporting.org/CurrentPriorities/G4Developments/>



Point!

本ガイドラインでも、改訂版（G4）作成プロセスに、多様なステークホルダーが関与することになります。これはISO26000（社会的責任の手引き）の作成と同じ手法です。これにより、新たな改定版は、企業の情報開示に対するステークホルダーの期待を網羅的に反映し、CSR報告書の国際的ガイドラインの位置づけは一層明確になると思われます。CSR経営の拡充・強化のための重要課題と捉えた上で、G4の内容の把握や内容を踏まえた自社情報開示見直し等を図っていくことが得策といえます。

○持続可能な社会の実現に向けた取組の有用性を企業が認識

（関連情報：http://www.csrwire.com/press_releases/32301-Sustainability-Benefits-Exceed-Expectations-for-a-Majority-of-Businesses-Accenture-Survey-Finds）

アクセンチュア社（米国）がフォーチュン・グローバル1000（米国経済誌「フォーチュン」が実施している大手企業ランキング）から抽出した各業界の代表275社に行った調査によると、72%の企業が「持続可能な社会実現に向けた取組が当初の期待を上回る成果をあげた」と回答した。その具体的な成果としては、ビジネスリーダーとしての評判、信頼の獲得が49%、低コストの実現が42%、ブランド力の改善が41%と続いた。

同調査において、「持続可能性な社会実現のための取組への投資が、市場での成功や低コスト化の実現につながり、ひいては自社の事業戦略を活性化させる重要な手法であることを企業が認識し始めている」と言及されている。



Point!

本調査結果は、米国の主要企業の多くが、CSR活動による具体的な成果を認識していることを改めて示すものです。

経営層がCSR活動の本質的な目的を理解し、ステークホルダーの期待を踏まえた目標設定と、目標達成に向けた資源投入の意思決定をきちんと行っていればこそ、具体的な成果を享受できているのでしょう。CSR活動の要諦を再認識させられる内容といえます。



Question

東日本大震災では、被災地に事業所のある企業だけでなく、多くの国内企業が事業の継続や早期復旧に苦心したといわれています。これら企業でも、事業継続計画（BCP）を策定していたはずですが、十分に機能しなかったということなののでしょうか。今回の震災の教訓を踏まえて、BCPを改善していくためのポイントとは何でしょうか？

Answer

東日本大震災において、企業が策定していたBCPが機能していたかについて、一概に結論を出すことはできません。しかし少なくとも、震災がBCP改善の重大な契機であることは間違いありません。

BCPの見直しに限らず、これから新たに策定を検討する企業にとっても、以下に挙げるポイントを押さえることが、BCPの実効性を確保する上で重要なポイントとなります。

1. 適切な被害想定を設定する。

国・地方自治体が公表している想定される地震のデータを準用することが一般的ですが、その地震が自社、そして各部署にどういった影響・被害を及ぼすかまでブレイクダウンして設定することが重要です。

被害想定がBCP検討の出発点となりますので、より具体的に自社が被る影響を想像できるよう工夫が必要です。また、地震の発生時点を業務時間中の平日昼間、休日夕方といった具合に複数設定することで、異なる視点での検討を促すことが可能となります。

2. BCPの基本方針を明確化する。

自社が地震に対してどのような基本方針で初動対応から復旧に臨むのか、経営レベルで明確化することが肝要です。

BCP検討においては、社内の利害が対立することも珍しくありません。次以降のステップで行う重要業務の絞り込みや復旧の優先順位の検討においても、拠り所となる基本方針を経営層のコンセンサスを得て定めることが不可欠です。

3. 全体最適を踏まえて重要業務を絞込む。

重要業務の選定に当たり、「重要業務」の考え方が正しく共有されていないために、結果として、部門最適を志向した重要業務選定となっているケースが珍しくありません。

上記の基本方針を各部署が十分理解した上で、重要業務選定を行うべきことはもちろんですが、事務局でも選定結果を俯瞰し、震災時の限られた経営資源をどう配分するかという、全体最適を踏まえた調整を行うプロセスが不可欠です。調整に手間取るとの意見もあるかもしれませんが、このプロセスを省けば、実際の地震発生後の混乱状態の中で一から調整を行うことになり、

迅速性と適切性が求められる緊急時対応の大きな阻害要因となります。

4. 課題の洗い出し、優先順位付けする。

BCPの検討では、計画そのものの策定だけでなく、むしろ検討過程で明らかになる、計画の実効性を阻害する課題の洗い出しにこそ価値観を置くことが大切です。

もっとも、洗い出した課題の全てを、短期間に解決することは困難ですので、各部署と事務局が協議して、優先的に取り組むべき課題を明確化することが必要です。部門横断で取り組むべき課題は事務局主導でワーキンググループを組成して検討するなどの工夫も求められます。

5. 課題解決へ計画的に取り組む、定期的にモニタリング・改善する。

課題解決に向け、スケジュールを策定して取り組むことが必要です。また、スケジュールどおりに実行されるよう、事務局は各部任せにせず、進捗状況を随時把握することが重要です。単に「できている、できていない」の評価を行うのではなく、取組みが進まない原因の分析や自社内外の環境の考慮などを踏まえ、取組内容を見直すことも求められます。

折角多大なコストやロードをかけて BCP を策定しても、その実効性を十分に確保しないまま、取組みを一段落させてしまうケースが少なくありません。これではいざというときに機能させることは望めません。

上記の点はもちろんのこと、定期的に訓練を実施するなどにより、継続的かつ段階的に実効性を上げていく息の長い取組みが求められていると言えます。

以 上

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR 活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
CSR・内部統制に関しても、以下のようなコンサルティング・セミナー等を実施しております。
これらのコンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くのあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 コンサルティング第一部（CSR・法務グループ）

TEL.03-5296-8912 <http://www.irric.co.jp/>

< CSRコンサルティングメニュー >

経営トップにCSRの本質を理解してほしい。

経営者向けCSR研修

目指すべきCSR像を定めたい。

ブランドデザイン策定コンサルティング

迅速かつ確実な手順・ペースで活動を進めたい。

CSRマネジメントシステム構築コンサルティング

まず行動憲章・規範を作りたい。

経営理念、行動憲章・規範、綱領、ガイドブックの策定コンサルティング

ステークホルダーとのコミュニケーションを促進したい。

ステークホルダー・ミーティングの企画・運営支援

全員参加で進めたい。

教育プログラム策定コンサルティング

CSR社内研修用ビデオの製作

< 内部統制コンサルティングメニュー >

役員・従業員に周知徹底させたい。

内部統制セミナー

「リスクの評価と対応」を実践したい。

総合リスクマネジメント・コンサルティング

危機管理体制構築コンサルティング

「法令遵守」の体制・対策を整備したい。

コンプライアンス体制構築コンサルティング

自社固有の「統制環境」を整備したい。

企業行動憲章・役職員行動規範策定コンサルティング

CSRコンサルティング

「内部統制に関する基本方針」を具体的に展開したい。

内部統制・CSRブランドデザイン・アクションプラン策定コンサルティング

不許複製 / ©株式会社インターリスク総研 2011